

文部科学省

番号	制度名
文部科学省	
文科01	博物館の機能強化を図る法改正に伴う税制上の所要の措置等

＜令和4年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3文科01）

(評価実施府省：文部科学省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		博物館の機能強化を図る法改正に伴う税制上の所要の措置等 (-)							
措置内容	令和元年度時点	—							
	令和2年度税制改正以後	—							
	令和3年度税制改正以後	—							
政策目的		近年、社会的・地域的課題への対応など、博物館に求められる役割が拡大・多様化している。博物館が、これらの課題に対応していくため、その活動と経営の改善・向上を促進するための制度改正を行うこと。							
評価対象税目		義務対象			努力義務対象				
		法人税	法人住民税	法人事業税					
関係条項		租税特別措置法第64条							
要望内容		博物館法改正に伴い、現行の制度で登録された博物館に対して行われている税法上の措置についても、所要の措置を講ずる。							
創設年度		S34	過去の政策評価の実績		—		区分	拡充	

点検結果表

(行政機関名：文部科学省)

制度名	博物館の機能強化を図る法改正に伴う税制上の所要の措置等		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（土地収用法に基づき、譲渡を行った法人が課税の特例を受けることが可能になり、法人から「登録博物館」の運営等に必要な土地等の譲渡が円滑に行われることで、博物館の活発な運営を推進する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ② 達成目標（土地収用法に基づき、譲渡を行った法人が課税の特例を受けることが可能になり、法人から「登録博物館」の運営等に必要な土地等の譲渡が円滑に行われることで、博物館の活発な運営を推進する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。
- ③ 政策目的（近年、社会的・地域的課題への対応など博物館に求められる役割が拡大・多様化している。博物館が、これらの課題に対応していくため、その活動と経営の改善・向上を促進するための制度改正を行う）に対する達成目標（土地収用法に基づき、譲渡を行った法人が課税の特例を受けることが可能になり、法人から「登録博物館」の運営等に必要な土地等の譲渡が円滑に行われることで、博物館の活発な運営を推進する）の寄与について、「博物館法に基づく登録制度について、各博物館が活動と経営を改善することを促進・支援するためのインセンティブとなり、全国の博物館の活性化につながる」と説明されているが、租税特別措置等の達成目標の実現が、どのように政策目的に寄与するのか明らかにされていない。

【文部科学省の補足説明】

現在、文化庁において博物館法を改正し、現行の博物館の登録制度を新たな登録制度に転換する検討を行っている（以下、本改正という。）。具体的には、登録要件の審査基準を外形的な基準から活動内容や公益性への審査に改めた上で、これまで地方自治体、財團・社団法人等に限定されていた博物館法上の登録を受けた博物館（登録博物館）の設置主体を、民間会社を含めたものに拡大することを検討している。

この度、事前評価の対象となっている博物館に対する土地収用に伴う法人税の特例措置の要望（以下、本要望といいます。）は、本改正を前提に、現行制度上の登録博物館に対する税制上の特例措置を新制度上の登録博物館に対しても引き続き適用することを要望するものである。なお、本改正に伴う要望は、法人税関係に限らず本改正の影響を受ける他の税目に対しても行っている。

このように、本要望は博物館法改正によって現行の枠組みを変更することに伴う特例措置継続の要望であって、他税目での特例措置の要望を含め、制度改正全体として博物館の振興を図るものである。そのため、全体の文脈から本要望のみを個別に切り出すことは困難であり、本要望の事前評価書においても、その「内容」・「政策目的」に係る記載を本改正に伴う制度変更全体に関する記載にしているものである。

このことを前提に、以下①～③に回答する。

- ① 本特例措置は、土地収用法に基づいて土地を収用され、その代替資産を取得する法人に対して、所得上の特例措置を設けているものである。そのため、本特例措置の適用には土地収用法に基づく収用とそれに伴う代替資産の取得が前提となるが、それは各自治体等の個別の事情により生じるものであり、博物館の振興にあたり一般的に望ましい件数は存在しない。そのため、定量的な目標の設定にそぐわないものである。
- ② ①に記載した通り、性質上、達成目標を設定できるものではないため、目標達成時期も設定することが困難である。
- ③ 本要望は、現行の登録博物館に関する土地収用が、土地収用法第3条において公共の

利益となる事業とみなされていることから、新制度上の登録博物館に関する土地収用も引き続き公共の利益となる事業として位置づけ、税制上の特例措置を適用することを求めるものである。新制度上の登録博物館が引き続き公共の利益となる施設に位置づけられ、その公共性が担保されることによって、法人からの土地譲渡の円滑化を含め、博物館の運営の活性化を促進するものと考えている。なお、前提として記載した通り、本要望のみをもって政策目的の達成を図るものではない。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数が把握されていない。

【文部科学省の補足説明】

① 国土交通省のHPで公表されている、土地収用法に基づく土地収用を伴う事業の認定実績一覧において、平成30年度～令和2年度に明らかに博物館に適用されているものはない。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数が定量的に予測されていない。

【文部科学省の補足説明】

① (1) 達成目標への補足説明に記載した通り、土地収用の必要は各自治体等における個別の事情により生じるものであり、将来の適用件数を予測することは不可能である。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額が把握されていない。

【文部科学省の補足説明】

① 国土交通省のHPで公表されている、土地収用法に基づく土地収用を伴う事業の認定実績一覧において、平成30年度～令和2年度に明らかに博物館に適用されているものはない。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額が予測されていない。

【文部科学省の補足説明】

① (1) 達成目標への補足説明に記載した通り、土地収用の必要は各自治体等における個別の事情により生じるものであり、将来的な減収額を予想することは不可能である。な

お、(4) 過去の減収額への補足説明で記載した認定実績一覧（平成17年度～令和2年度）において、平成17年度以降に実施された土地収用法に基づく事業は全て公立の博物館に対する事業であり、土地収用法の性質から、将来的にも公立の博物館が主な対象になると考えられる。公立の博物館は現行制度においても登録博物館になることができるため、本改正に伴う新たな減収額は極めて少ないと想定される。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「公立の博物館は現行制度においても登録博物館になることができるため、本改正に伴う新たな減収額は極めて少ないと想定される」との説明では、将来の減収額が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（土地収用法に基づき、譲渡を行った法人が課税の特例を受けることが可能になり、法人から「登録博物館」の運営等に必要な土地等の譲渡が円滑に行われることで、博物館の活発な運営を推進する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるか明らかにされていない。

【文部科学省の補足説明】

- ① 国土交通省のHPで公表されている、土地収用法に基づく土地収用を伴う事業の認定実績一覧において、平成30年度～令和2年度に明らかに博物館に適用されているものはない。なお、本特例措置は博物館に関する事業を公共的な事業と位置づけることで、法人からの土地譲渡を含め、博物館の円滑な運営を促進するものであり、その性質上、本特例措置の効果を単独で切り出し、定量的に測定することはできない。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（土地収用法に基づき、譲渡を行った法人が課税の特例を受けることが可能になり、法人から「登録博物館」の運営等に必要な土地等の譲渡が円滑に行われることで、博物館の活発な運営を推進する）に対する過去の効果について、過去の適用数がないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（土地収用法に基づき、譲渡を行った法人が課税の特例を受けることが可能になり、法人から「登録博物館」の運営等に必要な土地等の譲渡が円滑に行われることで、博物館の活発な運営を推進する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるか明らかにされていない。

【文部科学省の補足説明】

- ① 「(1) 達成目標への補足説明に記載した通り、土地収用の必要は各自治体等における個別の事情により生じるものであり、将来の適用件数を予測することは不可能。また、(6) 過去の効果への補足説明で記載している通り、性質上、単独で効果を切り出し、測定することは困難である。」

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ

適切である理由が説明されていない。

② 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。

【文部科学省の補足説明】

- ① 本特例措置は、土地収用法で公共事業に位置づけられている事業全体に対する措置であり、登録博物館に関する事業はその一つに位置づけられているものである。土地収用法上の公共事業に登録博物館に関する事業が含まれていること自体が登録博物館の公共性を担保し、その運営を助けるものであるので、登録博物館に関する事業が引き続き土地収用法における公共事業に位置づけられ、連動して本特例措置を受けることは必要かつ適切である。

- ② 「(1) 達成目標への補足説明に記載した通り、政策目的の達成に向けて、現在、文化庁において博物館制度全体の見直しを行っているところである。本要望はその一部であり、他にも税制上の要望を行っている。さらに、令和4年度概算要求において博物館機能強化等推進事業を新規事業として計上しており、本特例措置に限らず、博物館に係る法制度・予算・税等の様々な措置を通じて政策目的の達成を目指しているものである。」との説明では、本特例措置と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が説明されていないため、この点を課題とする。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「(1) 達成目標への補足説明に記載した通り、政策目的の達成に向けて、現在、文化庁において博物館制度全体の見直しを行っているところである。本要望はその一部であり、他にも税制上の要望を行っている。さらに、令和4年度概算要求において博物館機能強化等推進事業を新規事業として計上しており、本特例措置に限らず、博物館に係る法制度・予算・税等の様々な措置を通じて政策目的の達成を目指しているものである」との説明では、本特例措置と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が説明されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(3)、(5)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		博物館の機能強化を図る法改正に伴う税制上の所要の措置等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税: 税(国税1) 法人住民税、法人事業税: 税(自動連動)(地方税1)
		② 上記以外の税目	所得税: 外、相続税: 外、その他の国税: 外、個人住民税: 外、不動産取得税: 外、固定資産税: 外、事業所税: 外、その他(都市計画税: 外、地方消費税: 外)、関税: 外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 (単独)主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》 博物館法に基づく登録を行った博物館について、各種の税制上の優遇措置が適用される。</p> <p>(法人税関係) ・土地収用法に定める博物館に対して土地等を譲渡した場合、譲渡した法人について、代替資産の所得に当たって課税の特例を受ける。</p> <p>《要望の内容》 近年、社会的・地域的課題への対応など、博物館に求められる役割が拡大・多様化している。博物館が、これらの課題に対応していくため、その活動と経営の改善・向上を促進するための制度改正が必要。 しかしながら、現行の博物館法における登録制度は、戦後、全国で博物館を増加させる目的で制定された枠組みが維持されており、博物館の活動の質の向上にほとんど貢献できていない。 そこで、博物館法を改正し、現在、外形的基準(設置法人、学芸員配置の有無等)によって行われている登録の審査について、博物館の活動の内容や公益性を審査するものとする。 この制度改正に伴い、現行の制度で登録された博物館に対して行われている税法上の措置についても、所要の措置を講じるものである。</p> <p>《関係条項》 ・土地収用法 第3条第22号 ・租税特別措置法 第64条第1項第1号</p>
5	担当部局		文化庁企画調整課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成30年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯		1959年創設(改正租税特別措置法の交付)
8	適用又は延長期間		恒久措置

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 近年、社会的・地域的課題への対応など、博物館に求められる役割が拡大・多様化している。博物館が、これらの課題に対応していくため、その活動と経営の改善・向上を促進するための制度改正を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》 博物館法第1条</p> <p>(参考資料(別添)) 「博物館法制度の今後の在り方について(審議経過報告)」 (2021年7月30日 文化審議会博物館部会)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 12 文化芸術の振興 施策目標 12-1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 土地収用法に基づき、譲渡を行った法人が課税の特例を受けることが可能になり、法人から「登録博物館」の運営等に必要な土地等の譲渡が円滑に行われることで、博物館の活発な運営を推進する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 博物館法に基づく登録制度について、各博物館が活動と経営を改善することを促進・支援するためのインセンティブとなり、全国の博物館の活性化につながる。</p>
		10 有効性等	<p>① 適用数</p> <p>今回の措置によって、直ちに適用が見込まれるものではない。</p>
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 観光・まちづくりなど博物館に求められる役割が拡大・多様化する一方、経営基盤・人材の不足等により、求められる役割に博物館が十分こたえることができていない状況であり、これらの課題に対応していくため、博物館の活動と経営の改善・向上を促進する必要がある。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 博物館法に基づく登録制度について、各博物館が活動と経営を改善することを促進・支援するためのインセンティブとなる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>博物館法上の登録を受けた博物館に対してはこれまで課税の特例が適用されてきているが、この度の博物館法の改正においては、これまで設置法人等の外形的基準のみを審査基準にしていたものを、博物館の活動内容や公益性の審査に改めることとしており、より公益に資</p>

			する基準となる。そのため、制度改革に伴う新たな基準を満たした博物館は、従前と同等かそれ以上の公益性を有する博物館となると考えられる。なお、本特例措置の性格から、今回の措置に伴い直ちに税収減が見込まれるものではない。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	法改正により現行措置の枠組みを変更することに伴い、既に租税特別措置によって講じられている特例に関する所要の措置を講じるものである。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	法改正により現行措置の枠組みを変更することに伴い、既に租税特別措置によって講じられている特例に関する所要の措置を講じるものである。 (法人税以外の税目についても税制改正要望を行う予定。)
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により法人から「登録博物館」の運営等に必要な土地等の譲渡が円滑に行われることで、当該地域における博物館の活発な運営に寄与するものである。
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）

2021年7月30日
文化審議会博物館部会

約70年にわたって我が国博物館の基盤整備に貢献してきた博物館法は、博物館を取り巻く環境が変化する中で、実態からの乖離や現代的課題への対応の必要性が指摘されてきた。2008年に社会教育法等の一部を改正する法律案が成立した際にも、参議院文教科学委員会の附帯決議において、登録制度の見直しの必要性が指摘されている¹。

2017年に公布・施行された文化芸術基本法²は、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものであった。

博物館は、この中核となり得る、国民生活に欠くことのできない施設であり、期待される役割が多様化・高度化する一方で、新たな役割を果たしていくための資金・人材・施設等の基盤はむしろ弱体化しつつあることが指摘されている。

このような状況の中、今後の博物館行政の基盤となる法制度の在り方が、改めて問われている。2018年6月、文部科学省設置法が改正³され、一部を文部科学省が所管していた博物館に関する事務を、文化庁が一括して所管することになったことに伴い、2019年11月、文化審議会に博物館部会を設置し、博物館の制度と運営に関する課題について幅広く検討を開始した。

本とりまとめは、博物館が現代において求められる役割を果たしていくための法制度の在り方等について、博物館部会及びその下に設置した「法制度の在り方に関するワーキンググループ」において行ってきた審議の経過を報告するものである。

¹ 社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（2008年6月3日 参議院文教科学委員会）

「五、博物館については、多様な博物館がそれぞれの特色を發揮しつつ、利用者の視点に立ったより一層のサービスの向上が図られるよう、関係者の理解と協力を得ながら登録制度の見直しに向けた検討を進めるとともに、広域かつ多岐にわたる連携協力を図り、国際的に遜色のない博物館活動を展開できるような環境の醸成に努めること。」

² 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成29年法律第73号）

³ 文部科学省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第51号）

1. これからの博物館に求められる役割

1－1. 国内外の動向

(博物館法における規定)

- 博物館法では、博物館を以下の活動を目的とする機関と定義している。
 - イ) 資料を収集し、保管（育成）し、
 - ロ) 資料を展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、
 - ハ) あわせて、資料に関する調査研究をする
- これら3つの基本的な機能については、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）の勧告¹や国際博物館会議（ICOM）の規約²等においても概ね同様であり、現在においても、国際的に共有されているものである。

(国内の関係する議論)

- 2003年に日本博物館協会がまとめた『博物館の望ましい姿 市民とともに創る新時代博物館』³では、これからの新しい博物館像として、「集めて、伝える」という基本的な活動に加えて、市民とともに資料を「探求」し、知の楽しみを「分かち合う」博物館文化の創造を提言している。資料収集保管、調査研究、展示公開という博物館活動の基盤を強化しつつ、交流、市民参画・連携する学習支援機関としての役割を充実するという方向性が示された。
- 日本博物館協会では、2012年に「博物館の原則」及び「博物館関係者の行動規範」⁴を制定し、全ての博物館に共通する社会的機能の在るべき姿を示す「博物館の原則」を次のように定めている。

博物館の原則

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

1. 博物館は、学術と文化的継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかる環境の多面的価値を尊重する。
3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し改善を図る。
5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。

¹ 「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」(2015年11月20日 UNESCO)

² 「イコム規約」(2017年6月改訂 ICOM 日本委員会)

³ 「博物館の望ましい姿 市民とともに創る新時代博物館」(2003年3月 財団法人日本博物館協会)

⁴ 「博物館の原則 博物館関係者の行動規範」(2012年7月 日本博物館協会)

- 6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。
- 7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。
- 8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量の向上に努める。
- 9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。
- 10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

- また、近年、地域社会において様々な現代的課題へ対応していくに当たって、博物館への期待が高まっている。
- 2001年に成立した文化芸術振興基本法には、「美術館、博物館、図書館等の充実」が規定されており、前述の通り、2017年の改正により、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策が本法の範囲に取り込まれた。
- このような観点から、2020年には文化観光推進法¹が公布・施行された。文化財等の文化資源を有する博物館等を文化観光の拠点施設とし、これらに対して法律や予算上の支援を行うことで、地域における文化・観光・経済の好循環を形成していくことを目指している。
- また、『知的財産推進計画2020』においては、「文化財の新たな活用を図るために、デジタル技術による精密なデータ計測により、発信の強化や精巧なレプリカ作成、コンテンツ制作等の取組を進める」ことが、「施策の方向性」として記載された。
- 動物園、水族館、植物園、プラネタリウム等については、博物館法の制定当時から、博物館として位置づけられ、様々な役割が期待されてきたものであり、近年は、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現という観点からも、重要な役割が期待されている²。これらの館種については、引き続き博物館法における重要な一部として、検討を進めるべきである。

(国際的な議論の動向)

- 国際的な議論に目を向けると、ICOMでは、「博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみ

¹ 「文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律」(令和2年法律第18号)

² 2020年12月に札幌市の「市民動物園会議」から提言された「札幌市動物園条例に関する提言書」においては、動物園等の生物多様性の保全に関わる活動は、公共の利益に合致すると考え、動物園は「現在及び将来世代のために野生動物を保全し、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に寄与すること」を目的とするとしており、今後の動物園等の在り方の参考となるものである。

を目的として収集、保存、調査研究、普及、展示する、公衆に開かれた非営利の常設機関である。」と定義している¹。

- 2015年11月には、UNESCOの第38回総会において、現代の博物館の多様な社会的役割等を保護・促進するための各国の政策立案担当者への勧告²が行われた。ここでは、ミュージアムは「非営利の恒久的なサービス機関」と定義され、その役割について、次のように記載された。

「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」における記載（抜粋） ※ ICOM日本委員会訳

- ・文化の伝達や、文化間の対話、学習、討議、研修の場として、教育（フォーマル、インフォーマル、及び生涯学習）や社会的団結、持続可能な発展のために重要な役割を担う。
- ・文化と自然の遺産の価値と、すべての市民がそれらを保護し継承する責任があるという市民意識を高めるための大きな潜在力を保持する。
- ・経済的な発展、とりわけ文化産業や創造産業、また観光を通じた発展をも支援する。
- ・ミュージアムとコレクションの保護と振興の重要性を喚起し、遺産の保存と保護、文化の多様性の保護と振興、科学的知識の伝達、教育政策、生涯学習と社会的団結、また創造産業や観光経済を通して、ミュージアムとコレクションが持続可能な発展のパートナーであることを確認する。

- また、2019年9月に京都で開催された第25回 ICOM総会では、前述のミュージアムの定義の全面的な見直しが議論されるとともに、ICOM日本委員会が提出した「文化をつなぐミュージアム（Museums as Cultural Hubs）」の理念の徹底等の決議が採択された。定義については、慎重な意見が多く出されたことから、改正に至っていない。

ICOM京都大会で提案された新しい博物館の定義案 ※ 日本博物館協会訳

博物館は、過去と未来についての批判的な対話のための、民主化を促し、包摂的で、様々な声に耳を傾ける空間である。博物館は、現在の紛争や課題を認識しそれらに対処しつつ、社会に託された人類が作った物や標本を保管し、未来の世代のために多様な記憶を保護とともに、すべての人々に遺産に対する平等な権利と平等な利用を保証する。博物館は営利を目的としない。博物館は開かれた公正正大な存在であり、人間の尊厳と社会正義、世界全体の平等と地球全体の幸福に寄与することを目的として、多様な共同体と手を携えて収集、保管、研究、解説、展示の活動、ならびに世界についての理解を高めるための活動を行うものである。

- これらの国内外の議論を総括すると、現代において、博物館は、収集・保管、

¹ 「イコム規約」（2017年6月改訂 ICOM日本委員会）

² 「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」（2015年11月20日 UNESCO）

展示・教育、調査・研究という3つの基本的機能を発揮することで、いわば「文化の結節点」として、以下の通り、現代社会における様々な事柄を「つなぐ」ことが期待されているといえる。

- ・既知と未知をつなぐ（触発、創造）
提示した資料・情報の価値にふれ、インスピレーションを得て、新たな価値を生み出す。
- ・知識・経験をつなぐ（探究、創発）
整理・公開した資料・情報を、学びの糧として探究を深める。
- ・世代をつなぐ（多世代交流、伝承）
過去から引き継いだ知識や経験を、世代を超えてわかちあい、同時代を共有できない未来の世代につなげる。
- ・人びとをつなぐ（交流、共創）
知る楽しみを通じて繋がりができる、人びとの居場所となり、様々な活動を生む。
- ・多様な文化・分野をつなぐ（多文化理解）
異なる文化との対話を生まれ、学問分野を超えた総合的な知をもたらし、多様な価値観への理解を促す。
- ・地域と人をつなぐ（土地への愛着、地域課題への対応）
資料の研究や調査を通じて、その土地の自然・歴史・文化や特色を学び、その土地で生きることへの誇りや愛着を育むとともに、地域の抱える課題に人びとが向き合うための媒介となる。
- ・住民（ホスト）と来訪者（ゲスト）をつなぐ（観光振興、地域活性化）
蓄積した資料・情報を通じて、地域の魅力や特色を紹介し、地域に関心をもつ人や訪れる人、移り住む人等の理解と、地域との交流を深める。
- ・自然と人間をつなぐ（環境保護）
博物館の活動を通じて、自然環境の理解を促し、環境の保護に貢献する。

（新型コロナウイルス感染症の影響と顕在化した課題）

- 2020年から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症と、それに伴う集客施設の使用制限措置が与えた社会的影響は甚大であった。多くの博物館も休館

- や入場制限を余儀なくされた¹。
- この状況は、私たち人類にとって、実物（もの）に触れる感動と、実物（もの）を仲介として他者（ひと）と対話し、文化芸術について学びあうことがいかに重要なことであるかを確認する機会ともなった。人びとが日常生活の中でこのような体験を得ることのできる身近な場として、地域の博物館の重要性が改めて認識されたといえる。
 - 他方で、入館者数の減少に伴う入館料収入の激減等により、多くの館は極めて厳しい経営状況に置かれている²。また、入館者数だけを評価の指標とすることや、いわゆる「ブロックバスター展」に依存する経営の限界を指摘する声もあり、博物館は、デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築や、魅力の発信など多様なアプローチを模索している。
 - 特に、デジタル技術を活用したコレクションのデジタル・アーカイブ化と、インターネットを通じた教育・コミュニケーション活動は、ミュージアムの社会的役割を全うするためにも必要かつ有効であるということが改めて認識された³。
 - 新型コロナウイルス感染症をめぐる一連の経験は、博物館の本質的な価値を改めて認識する契機となつた一方で、これまで博物館が緩やかに対応を迫られつつあった課題を浮き彫りにし、課題への対応を喫緊のものにしたといえる。
- このように、博物館法の制定から 70 年が経過し、博物館に求められる役割は大きく拡大し、多様化し、また高度化している。
- 博物館は、その多様な資料を通じて、人びとが過去を学び、現在を多角的に理解し、未来を客観的・理論的に見通すとともに、人びとが自らのアイデンティティーを形成し、確認する場である。
 - 博物館は、生涯学習・社会教育機関としてすべての人びとに開かれた施設であり、市民参画や市民との協働を通じて、資料である「もの」と、「ひと」を結び付け、「もの」を介して「ひと」と「ひと」とが結びつくコミュニケーションの場である。
 - 博物館は、高度で専門的な調査研究を行うことにより、館蔵資料のみならず広く資料の価値を発見し、磨き上げ、その成果を広く市民と共有し、協働することを通じて、学術や文化芸術、教育の発展へ寄与し、新たな価値の創造を促進し、地域への愛着を育む場である。
 - 博物館は、地域やそこに住む人びとが、それぞれ直面する様々な社会的課題に対して、資料や活動を通じて共に向き合い、地域社会や人びとの生活をさらに豊かにしていくことのできる場である。
 - 博物館は、市民の「知る権利」を保障する。そのために実物資料のみならず、デジタル化された情報の積極的活用と共有を進めていく。

1－2. これからの博物館に求められる役割

（現代社会における博物館の存在意義）

¹ 2020 年の緊急事態宣言下では、全国の博物館の約 9 割が一定期間の休館を行つた。（「新型コロナウイルスはどの程度博物館にダメージを与えたか -緊急アンケート調査結果報告」日本博物館協会「博物館研究」令和 3 年 4 月号）

² 2019 年と 2020 年の比較で、開館日数が約 20%、入館者が約 60%、入館料収入が約 55% 減少した。（「新型コロナウイルスはどの程度博物館にダメージを与えたか -緊急アンケート調査結果報告」日本博物館協会「博物館研究」令和 3 年 4 月号）

³ 2021 年 4 月には、UNESCO が世界のミュージアムに新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらした影響に関する報告書「Museums Around the World in the Face of COVID-19」を編集・発行している。同報告書では、「デジタル・テクノロジーの役割の拡大」に一節を割き、デジタル化を実施してコレクションの棚卸しを行い、教育やアウトリーチを支援することを求めている。また、同報告書ではミュージアムに対する公的支援の重要性についても警鐘を鳴らしており、早急な対策がなければ、国の文化政策におけるミュージアムの位置づけが危うくなる可能性があることを指摘している。

- (博物館の基本的使命と今後必要とされる機能、求められる役割)
- これまでの議論を踏まえると、博物館の基本的使命と今後ますます博物館に必要とされる機能は、以下の通り整理される。

<基本的使命>

- ・自然と、人類の文化芸術の保存、資料の保護と文化芸術の継承・創造
- ・調査研究に基づく情報発信
- ・環境・世界の理解促進、生涯学習・社会教育の拠点

<今後必要とされる機能>

- ・交流・対話の場
- ・市民による創造的活動の促進と支援
- ・持続可能な未来について対話・学習する機会の提供
- ・健康・幸福、生活の質への貢献

- ・社会的包摂・社会統合への寄与
 - ・地域の創生、活性化への貢献
 - ・その他の地域社会における社会的課題への対応
- これらを集約し、これから博物館に求められる役割として、次の5つの方向性を見出すことができる。
- ① 「まもり、うけつぐ」 資料の保護と文化の保存・継承
博物館は、自然と人類に関する有形・無形の遺産を資料として収集し、損失リスクから確実に守る。調査研究によって資料の価値を見出し、地域や社会から収集し、資料の価値を高め、これらを系統的に展示し、あるいは情報化して発信することによって、過去から現在、未来へ継承する。
 - ② 「わかちあう」 文化の共有
博物館は、発信する情報を人びとと共有し、共感と共通理解を醸成することで、持続可能な地球環境の維持、創造的で活力ある地域社会づくり、人びとの健康で心豊かな生活に貢献する。
 - ③ 「はぐくむ」 未来世代への引継ぎ
博物館は、生涯学習・社会教育の拠点として多世代の人びとをつなぎ、学びを提供するとともに、現在と未来に生きる世代を育む。
 - ④ 「むきあう」 社会や地域の課題への対応
博物館は、幅広い文化芸術活動をはじめ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他の関連分野・機関と有機的に連携し、社会や地域における様々な課題に向き合う。
 - ⑤ 「いとなむ」 持続可能な経営
博物館は、人的、物的、財源的な基盤を確保し、安定した経営を行うことによって持続して公益の増進を図る。また、使命の達成をめざし、評価・検証することにより改善し、価値を最大化させる。
- (必要となる取組)
- これから博物館が、その基本的使命を果たしつつ、これから時代に新たに求められる役割を果たしていくことで、博物館が国民生活により身近で欠かせないものとなり、その社会的価値に対して国・地方公共団体や産業界、個人等が支援・投資し、更に充実した活動を行なうための資金・人材・施設等の経営基盤を充実させていく好循環の形成が必要となる。
 - 博物館が、このような求められる役割を果たし、好循環を形成していくためには、それぞれの館が自らに求められる役割を認識・確認しながら、その活動と経営を改善・向上し続ける必要がある。このために、実態との乖離が指摘されている現行の博物館法における登録制度等を見直し、各館の取組を促進する新たな枠組みを検討するべきである。
 - その際、規模の大小にかかわらず、それぞれの館が上記の役割を果たしていくための「底上げ」と、工夫や挑戦を支援し「盛り立て」ていくことが重要である。また、短期的な成果や効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的な視点で評価することについては、特に配慮する必要がある。
 - 国や地方公共団体は、これから時代の博物館に多様かつ高度な役割が求められることを認識し、その役割に応じた適切な支援を行うことが求められる。
 - また、資料を実物として保存・継承していくことにとどまらず、体系的に整理・構築したデジタル・アーカイブを、インターネットを通じて情報発信し、その価値を多くの人びとと共有していくことも重要である。

2. 登録制度について

2-1. 現行制度の課題とこれまでの議論

(現行制度の現状と課題)

- 現行法における登録制度・相当施設の指定は、戦後、公立館への補助と私立館への税制上の優遇を行い、全国で博物館を増加させていくという時代背景のもと、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための枠組みとして創設された。
- しかしながら、制定から約70年が経過し、また、当時全国で200館余りにすぎなかった博物館が5,000館を超えるまでになった¹現在、現行制度は以下の課題を抱えていると考えられる。
 - ① 設置者が地方公共団体・一般社団・財団法人等に限定されているため、国・独法、大学、地方独法、株式会社等の場合は登録の対象とならず、設置主体の多様化に対応できていない（ただし、相当施設の指定には、設置者に関する要件はない。）。
 - ② 審査が外形的な基準（学芸員の有無、年間の開館日数、施設の面積等）によって行われており、博物館としての機能や活動の質を問うものとなっていないため、博物館の機能や活動の質の向上にはほとんど貢献できていない。登録・相当施設の指定に係る基準のほかに「望ましい基準」が定められているが、その影響力は限定的となっている。
 - ③ 歴史的な経緯から、現在では登録・相当施設の指定に伴う各館のインセンティブが少なくなっており、博物館類似施設を含む我が国の博物館の2割程度しか登録・指定がなされていない（法律で規定されていない博物館類似施設が約8割に上る。）。

(法制度の在り方に関するこれまでの議論)

- 2007年6月に取りまとめられた「新しい時代の博物館制度の在り方について」（これから博物館の在り方に関する検討協力者会議。以下、「2007年報告」という。）では、登録制度について、博物館の公益性を明確化する観点から、望ましい博物館像を人々と共有する「登録基準」を設定し、博物館の基本機能と学習支援機能を中心に、実質的な活動内容を審査すること、それに伴い、都道府県等が行う審査に第三者機関が関与すること等が提言された。

¹ 社会教育調査

○ しかしながら、翌年の2008年に行われた博物館法の改正では、教育基本法の改正を踏まえた規定の整備と、運営状況の評価についての追記等が行われるのみで、2007年報告の提言内容の大部分が反映されなかつたことが、上記の参議院文教科学委員会の附帯決議にもつながつた。

○ 日本博物館協会においては、2007年報告を踏まえて、「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」が行われ、基本的方向性の整理と登録基準案の具体化等が行われている²。

○ また、日本学術会議においても、登録制度に関する提言が2度にわたって行われた。2017年7月に公表された提言³では、登録博物館と相当施設について、新たな登録制度への一本化が提言された。更に、2020年8月に公表された提言³では、①登録制度から認証制度への転換と、②認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置が提言されている。

2-2. 新しい登録制度の方向性について

(制度の理念と目的)

- 上述の通り、登録制度・相当施設の指定は、博物館が公共的活動を行うための基本的な要素を備えているかどうかを審査することを通じて、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための制度であった。
- 新しい制度は、このような公的支援の対象としての枠組みを明確にすることに加えて、これから社会において求められる役割を果たしていくため、審査と登録を通じて、各館が自らの活動と経営を改善・向上していくことを促進し、選別や序列化ではなく「底上げ」と「盛り立て」を行うことにより、博物館の発展に寄与するものであるべきである。
- 各館が自らの活動と経営を改善していくことを促進するという観点からは、社会教育調査上「博物館類似施設」と分類されている登録又は相当施設の指定を受けていない施設に対しても、申請を促す支援策を検討する必要がある。
- また、国民にとってこの趣旨がより明確となるよう、博物館に対して「認証」

¹ 「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」報告書 2017年3月 公益財団法人日本博物館協会

² 「提言 21世紀の博物館・美術館のあるべき姿—博物館法の改正へ向けて」(2017年7月 日本国学術会議)

³ 「提言 博物館法改正へ向けての更なる提言～2017年提言を踏まえて～」(2020年8月 日本国学術会議)

や「認定」といった適切な名称の検討やその明示、積極的な広報活動を行うことが望まれる。

(制度の対象範囲)

- 現在の多様な博物館の在り方に対応するため、設置者の法人類型による制限をできる限りなくし、現在登録制度の対象外となっている国・独立行政法人、大学、地方独立行政法人、民間の法人等についても広く対象とし、法人の形態ではなく、博物館としての活動を評価できるようにすべきである。
- 特に、国・独法が設置する博物館については、今後、単独の館では対応しきれないような課題に対して、地域や設置者の枠を越えて複数の館が連携する際、その中核となるナショナル・センターとしての役割を果たして行くことが期待される。
- 民間の法人が設置する博物館については、博物館として一定のレベルで公益性を担保する必要があることから、このような観点からも審査を行う必要がある。したがって、後述の審査基準には、このような公益性の観点を盛り込む必要がある。
- 公益性の審査に当たっては、財務・経営の状況やその透明性等について考慮する必要が生じると考えられ、設置主体の特性に応じて、どのような財務上の区分を対象とするかや、公益性と透明性をどのように担保するかなどについても検討が必要である。

(審査基準)

- 博物館の活動の質や健全な経営を担保するため、現行制度の外形的な審査から、博物館としての機能や実質的な活動、活動の公益性を評価するものへと転換すべきである。
- 今後、日本博物館協会において具体化が行われた共通基準案を基礎としつつ、共通基準案及び館種別等の特定基準案について、更なる検討を進めていく必要がある。
- 検討に当たっては、いくつかのシナリオを想定したシミュレーションや、多様な館種・規模の博物館、関係団体・組織へのヒアリング等を通じた実現可能性等の検討が求められる。

(審査主体・プロセス)

- 登録や相当施設の指定の審査については、現在、都道府県及び指定都市教育

委員会において行われているが、自治体によって審査基準や質の不統一が指摘されている。上述の審査基準の転換に伴い、その審査の質をどのように標準化し、担保していくかが問題となる。

- 博物館への指導・助言、地域の状況に応じたきめ細かい対応や、各地域における他の行政分野との連携という観点から、審査・登録（認証）は引き続き国及び都道府県・指定都市が担う必要がある。
- 一方で、専門的・技術的な見地からの審査が求められる内容については、審査基準のばらつきや審査の形骸化を防ぎ、専門性を担保するため、第三者性をもった専門家組織（以下、「第三者組織」という。）が一定の関与を行なう在り方を検討すべきである。
- このような第三者組織の位置付け（地方公共団体の権限との関係を含む）については、法制上の整理や財政上の支援等について検討を行い、現実的な選択肢を提示した上で、再度議論を行う必要がある。
- また、第三者組織を具体的にどのように組織するかについては、関係団体との調整も必要となると考えられる。

(審査時の状態を維持・向上させる仕組み)

- 現行の登録制度は、登録要件に係る事項に変更があった場合に博物館が都道府県等へ届出を行い、登録の要件を欠くに至った場合には、登録の取消が行われることとなっているが、例えば、学芸員を配置していない館が登録されたままになっているなど、この仕組みがうまく機能していないと考えられる。
- 審査基準の転換に伴い、登録（認証）の更新制の導入や定期的な報告等により、審査時の状態が維持されていることを確認し、活動と経営の向上を継続的に図るための仕組みについての検討を行うべきである。
- 例えば、更新制を導入するのであれば、その期間については、10年程度が目安となると考えられるが、審査側と申請側両方の手続きに係る負担とのバランスを考慮しつつ、今後詳細な検討が必要である。また、指定管理者制度との関係等も考慮し、設置者及び地方公共団体の判断による柔軟な運用も可能とすることが望ましい。
- このような仕組みの検討に当たっては、各館が自らの活動と経営を改善していくことを促進するという制度の理念に鑑み、改善のための助言・支援を得られるよう配慮する必要がある。

(連動した博物館振興策)

- このような制度の改正を行う前提として、登録（認証）のインセンティブをできる限り拡充することが極めて重要である。
- これまで措置されてきた全ての登録施設に対するインセンティブの拡充を検討していくとともに、新たな視点からの振興策を検討していく必要がある。
- 全ての登録施設に対するインセンティブは、大きく①予算事業や地方交付税における支援の拡大、②税制上の優遇（設置者への優遇や寄附・寄贈に対する優遇）、③他の法令体系と連動した振興策（例えば、手続きの合理化や特別な措置）に分類されるが、今後、関係団体等から広く意見を聴取しつつ、具体的な振興策をひとつひとつ検討していく必要がある。
- 新たな視点からの振興策として、博物館が抱える課題が多様化、複雑化している一方で、各館の資金や人材等のリソースが伸び悩み、あるいは縮小している現状において、複数の館を結び付けるネットワークを形成し、人材等のリソースやノウハウを共有することによって求められる役割を果たしていくための仕組みを提案する。
- ネットワークの形成による振興については、これから博物館に求められる役割をそれぞれの館が持続的に果たしていくための支援策として重要であり、登録制度の刷新を待たず早急に開始し、一定の時間を要すると考えられる各館の体制整備を支援していくことが望ましい。今後、その対象とする分野や支援内容、法的位置付け等について、具体的な検討が必要である。

【分野のイメージ】

- ・ 地域（県域、地域等）
- ・ 館種・資料（総合、歴史、郷土、自然史、科学、美術、動物園、水族館等）
- ・ 基本的機能（保存修復、ドキュメンテーション、防災、調査研究、教育、市民参画等）
- ・ 現代的課題（観光、国際交流、地域振興・まちづくり、社会的包摂・福祉、デジタル化等）

3. 学芸員制度について

(学芸員資格・養成の在り方)

- 学芸員制度については、資格取得者の数に対して、実際に学芸員として採用される者の人数が極端に少ないと専門的職員としての任用・位置づけの不明確さなど、様々な課題が指摘されている。
- 学芸員制度の今後の在り方については、上記の課題を踏まえて、学芸員に求められる専門的な能力を再定義しつつ、大学の設置する養成課程の状況や博物館現場におけるニーズを総合的に検討する必要があることから、拙速な議論を避け、実態の把握を行いながら、中長期的な課題として、引き続き本部会において検討していく必要がある。
- 現在の学芸員資格よりも高度な資質や経験を認め、その待遇等の改善に資するため、上位の資格を創設すべきであるとの意見もあるが、実際の博物館の現場や養成を行う大学への影響等について、慎重に検討すべきであるとの意見も多くあった。学芸員の高度な専門性を奨励し、その待遇を改善することの必要性は論を俟たないところであり、日本図書館協会が行う「認定司書」のような、法律に基づく資格制度とは異なるかたちでの対応について検討していくことも有効であると考えられる。
- 学芸員補については、法制定時からの大学進学率の向上等の社会的環境の変化を反映した内容とする必要がある。ただし、学芸員補は短期大学における学芸員養成課程修了者の任用にかかる位置付けや、法第5条第3号に基づく試験認定・審査認定における勤務経験としての考慮、社会教育主事補や司書補の勤務経験を学芸員補とみなす運用等により、一定数活用されている実態があるため、現在の活用の実態と改正による行政上の影響等について評価すべきである。
- これらの議論と関連して、博物館の専門的職員としての学芸員とは別に、博物館の活動に関与する者を増やすための方策として、一定の資格を有する者または学芸員有資格者に対して「博物館士」等として資格や称号を付与してはどうかという意見もあった。2020年度より、文部科学省から委託を受けた実施機関が行う社会教育主事講習を修了した者等が「社会教育士」と称することのできる制度¹が開始したところであり、このような動きも参考としつつ、さらに検討を進める必要がある。

¹ 社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第5号）

(学芸員等の専門的職員の配置)

- 博物館に求められる役割が多様化・高度化することに伴い、中核的職員として活躍する学芸員のみならず、館種や規模に応じて、様々な専門的職員が必要となっている。海外の博物館においては、いわゆるキュレーターとは別に、例えば、保存・修理（コンサーバーター、レストアラー）、作品履歴管理（レジストラー）、教育普及（エデュケーター）等の専門人材による分業体制を取ることで、それぞれの専門性を活用している。また、デジタル化やマーケティング、ファンドレイ징等に関する専門人材が活躍する事例もある。
- 国内においても、一部の館でこのような専門人材を雇用する事例があるが、これから博物館が、多様化・高度化する役割を果たしていくためには、その役割に応じた専門人材の確保が必要であり、新しい登録制度の枠組みの中では、このような観点も重視する必要がある。

(学芸員等の資質向上)

- また、現職の学芸員や上記のような様々な専門的職員をはじめとする博物館職員について、その資質を向上し、もって博物館全体の活動の充実を図ることは喫緊の課題である。多くの地方公共団体や相対的に規模の小さい博物館においては、財政難や人員不足により、出張を伴う研修への出席が困難な場合が多いことなどが指摘されており、研修を行う各主体の役割分担のもと、現職研修の一層の充実を図る必要がある。
- 加えて、登録制度の枠組みを見直すことに伴い、都道府県等の行政職員に対して、研修等の対応が必要になると考えられる。

4. 今後の検討について

- 本とりまとめでは、これから博物館に求められる役割と、その役割を果たして行くための法制度の在り方に関する方向性について、暫定的に提示した。今後、本部会において提示された方向性を踏まえて、法制上の整理や関係省庁との調整を行うとともに、ワーキンググループにおいて地方公共団体や多様な館種・規模の博物館、関係団体・組織へのヒアリングや新たな制度の枠組みにおける対象となる館の数等のシミュレーションといった具体的な検討を行うこと等を通じて、制度設計を具体化していくことが必要となる。
- また、国内外の状況を踏まえて、博物館の定義等の関連する重要な課題についても、今後議論を行う必要がある。
- これら一連の改革を着実に実現させることにより、現代社会において、博物館が求められる様々な役割を果たしていくことを支援し、もって地域社会や人びとの生活が、持続可能な文化的基盤のもと、より創造性に満ちた豊かなものへと発展していくことを期待するものである。

以上

文化審議会博物館部会 委員名簿

(令和3年4月現在。◎:部会長、○:部会長代理)

(正委員)

◎ 島谷 弘幸 独立行政法人国立文化財機構 理事長,
九州国立博物館長
宮崎 法子 実践女子大学教授

(臨時委員)

出光 佐千子 公益財団法人出光美術館館長, 青山学院大学准教授
伊藤 誠一 美濃加茂市長
浦島 茂世 美術ライター
逢坂 恵理子 国立新美術館長
太下 義之 文化政策研究者, 同志社大学教授,
独立行政法人国立美術館理事
川端 清司 大阪市立自然史博物館館長
小林 真理 東京大学教授
佐々木 秀彦 東京都歴史文化財団事務局企画担当課長
高田 浩二 海と博物館研究所所長
中村 伊知哉 iU (情報経営イノベーション専門職大学) 学長
西野 嘉章 東京大学総合研究博物館特任教授
○ 浜田 弘明 桜美林大学教授 (博物館学)
半田 昌之 公益財団法人日本博物館協会専務理事
古田 亮 東京藝術大学大学美術館教授
矢ヶ崎 紀子 東京女子大学現代教養学部国際社会学科コミュニケーション
ディ構想専攻教授

文化審議会博物館部会

法制度の在り方に関するワーキンググループ 委員名簿

(令和3年2月現在。◎:座長、○:座長代理)

青木 豊 國學院大學教授
内田 剛史 早稲田システム開発株式会社 代表取締役
小林 真理 東京大学教授
佐久間大輔 大阪市立自然史博物館学芸課長
○ 佐々木 秀彦 東京都歴史文化財団事務局企画担当課長
竹迫 祐子 (公財) いわさきちひろ記念事業団事務局長
塩瀬 隆之 ちひろ美術館主席学芸員
○ 浜田 弘明 京都大学総合博物館准教授
原 真麻子 桜美林大学教授, 全日本博物館学会副会長
半田 昌之 東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理
日本博物館協会専務理事

